

豊中市介護 DX 推進部会設置要綱

(設置目的)

第1条 ICT・ロボット等の活用による業務改善・効率化及び介護 DX を推進し、介護職員の生産性向上並びに業務負担の軽減を図るとともに、介護サービスの質向上の目的のため、豊中市介護保険事業運営委員会規則（平成 12 年豊中市規則第 62 号。以下「規則」という。）第 7 条に基づき豊中市介護 DX 推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を豊中市介護保険事業運営委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

- (1) ICT・ロボット等の活用による業務改善・効率化及び介護 DX 推進に関すること
- (2) 介護職員の生産性向上および業務負担軽減に関すること
- (3) 介護サービスの質の向上に資する取組の推進に関すること
- (4) デジタル中核人材の育成および活用に関すること
- (5) 市内介護事業所・施設への普及・啓発および横展開に関すること
- (6) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、規則第 7 条第 2 項に規定する委員で構成する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、規則第 7 条第 3 項の規定に基づき委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、部会に属する委員（以下、「部会員」という。）のうちから、あらかじめ副部会長を指名するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 部会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項についての調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(書面開催)

第6条 部会は、次の場合は、会議の招集を行わず書面その他の方法により委員の意見を求めることで前条の会議に代えることができる。

- (1) 災害の発生その他社会情勢により、委員の招集が望ましくない場合
- (2) その他部会長がやむを得ないと認める場合

(会議の公開等)

第7条 部会の会議は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第23条ただし書及び同条第1号の規定に基づき、これを非公開とする。

- 2 部会は、審議の議事録を作成する。
- 3 部会における選定結果等については、候補者を確定した後に公表する。

(関係者の出席等)

第8条 規則第8条の規定に基づき、部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 部会の庶務は、福祉部長寿社会政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年(2026年)4月14日から施行する。
- 2 委員の任期等については、規則第3条の規定に従う。